

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一
加古川市監査委員 北 本 敏
加古川市監査委員 山 本 賢 吾
加古川市監査委員 谷 真 康

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

令和4年4月1日から令和5年8月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
株式会社加古川運動公園 市民スポーツサービス	加古川運動公園陸上競技場	スポーツ・ 文化課
	総合体育館	
公益財団法人東播臨海 救急医療協会	東はりま夜間休日応急診療センター	地域医療課

2 監査の実施期間

令和5年10月17日から令和5年12月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に

執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 加古川運動公園陸上競技場

- ア 指定管理者名 株式会社加古川運動公園市民スポーツサービス
- イ 指定管理者が行う業務
 - (ア) 加古川運動公園陸上競技場の使用の許可に関する業務
 - (イ) 加古川運動公園陸上競技場の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (ウ) その他加古川運動公園陸上競技場の管理上市長が必要と認める業務
- ウ 指定管理期間 平成17年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 総合体育館

- ア 指定管理者名 株式会社加古川運動公園市民スポーツサービス
- イ 指定管理者が行う業務
 - (ア) 総合体育館の使用の許可に関する業務
 - (イ) 総合体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (ウ) その他総合体育館の管理上市長が必要と認める業務
- ウ 指定管理期間 平成17年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 東はりま夜間休日応急診療センター

- ア 指定管理者名 公益財団法人東播臨海救急医療協会
- イ 指定管理者が行う業務
 - (ア) 東はりま夜間休日応急診療センターにおける診療に関する業務
 - (イ) 東はりま夜間休日応急診療センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (ウ) その他東はりま夜間休日応急診療センターの管理上市長が必要と認める業務
- ウ 指定管理期間 令和3年11月1日から令和8年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。